

処 分 基 準

B-r-7

平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項
処 分 の 概 要：車両の使用制限命令
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、放置違反金納付命令の回数、前歴の回数及び車両の種類に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター滞納処分係 電話 (052) 951-1611 内線 793-234
備 考：